

障がいをもつ方への支援



身体障害者手帳

☎ 健康推進課 障がい者福祉係 ☎49-0287

☎ 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

身体障がい者(児)には、障がいの程度に応じて手帳(1～6級)が交付されます。申請には、指定医師による診断書、顔写真(縦4cm、横3cm)1枚が必要です。

療育手帳

☎ 健康推進課 障がい者福祉係 ☎49-0287

☎ 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

知的障がい者(児)には、障がいの程度に応じて手帳(重度[A]・軽度[B])が交付されます。申請には、児童相談所による判定、顔写真(縦4cm、横3cm)1枚が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

☎ 健康推進課 障がい者福祉係 ☎49-0287

☎ 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

精神障がい者(児)には、障がいの程度に応じて手帳(1～3級)が交付されます。申請には、医師による診断書等が必要です。

日常生活用具

☎ 健康推進課 障がい者福祉係 ☎49-0287

☎ 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

障がい者手帳をお持ちの方や国が指定する難病の診断を受けた方に、日常生活を円滑に送るための用具の給付・貸与を行います。

<日常生活用具の例>

- ・視覚障がい者(児)…拡大読書器、盲人用時計 等
- ・聴覚障がい者(児)…聴覚障害者用通信装置 等
- ・音声・言語障がい者(児)…人工喉頭 等
- ・肢体不自由者(児)…便器、移動・移乗支援用具、入浴補助用具 等
- ・呼吸器機能障がい者(児)…電気式たん吸引器、パルスオキシメーター 等
- ・ぼうこう、直腸機能障がい者(児)…ストマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋) 等

※原則、費用の1割が自己負担となります。

※申請前に購入された場合は、対象となりませんので購入前にご相談ください。



補装具

健康推進課 障がい者福祉係 ☎49-0287

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

身体障害者手帳をお持ちの方に、失われた身体の機能を補い、日常生活や職場生活を容易にするための用具を交付します(修理も対象となります)。

<補装具の例>

- ・視覚障がい者(児)…視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 等
- ・聴覚障がい者(児)…補聴器
- ・肢体不自由者(児)…義手、義足、上・下肢装具、車椅子、歩行補助つえ 等

※新規申請する場合、指定医師より意見書が必要となります。

※原則、費用の1割が自己負担となります。

※治療や訓練に使用する医療用の装具は、ご加入の健康保険の窓口へご相談ください。

※申請前に購入された場合は、対象となりませんので購入前にご相談ください。

障害児福祉手当

健康推進課 障がい者福祉係 ☎49-0287

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

20歳未満の方で、精神や身体の障がい極めて重度(身体障害者手帳1級または2級の一部、知能指数がおおむね20以下の重度知的障がい児など)のため、日常生活において常時特別の介護を要する方に支給されます。

- 支給額 月額16,100円 ※令和7年4月1日以降
- 支給制限 施設に入所したとき、障がいを理由とする公的年金を受けたとき、また、本人・扶養義務者等の所得が一定の基準を超えるとき等には、受給資格がなくなります。

特別児童扶養手当

健康推進課 障がい者福祉係 ☎49-0287

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

精神や身体の障がいにより日常生活において介助を要する20歳未満の障がい児を養育している保護者に支給されます。

- 支給額 1級…月額56,800円 } ※令和7年4月1日以降
2級…月額37,830円 }
- 支給制限 施設に入所したとき、障がいを理由とする公的年金を受けたとき、また、本人・扶養義務者等の所得が一定の基準を超えるとき等には、受給資格がなくなります。

重度心身障がい者医療費助成

福祉課 国保・年金・給付係 ☎49-0291

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

重度障がい者(児)の方が保険医療機関等で診療を受けた場合、保険診療による自己負担額の一部又は全額を助成する制度です。

- 対象者
 - ・身体障害者手帳1・2級または3級(内部障がい)の方
 - ・療育手帳A判定、または重度知的障がいと判定・診断された方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

※受給資格要件として、所得制限があります。

自立支援医療

健康推進課 障がい者福祉係 ☎49-0287

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

更生医療

18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けており、障がいを除去・軽減することによって日常生活を容易にすることが期待される方は、受給者証の交付により指定医療機関での治療(人工透析、人工関節置換術など)にかかる費用が軽減されます。

※世帯の町民税課税額等により自己負担額が異なります。

育成医療

身体に障がいを有し、また治療を行わないと将来にわたって障がいが残るものと認められる児童(18歳未満)は、受給者証の交付により指定医療機関でのその障がいを除去・軽減するための治療費が軽減されます。

※障がいの種類や程度によっては対象とならない場合がありますので、申請前にご相談ください。

※世帯の町民税課税額等により自己負担額が異なります。

精神通院医療

精神障がい者(児)が通院による精神医療を継続的に要する方は、受給者証の交付により指定医療機関での治療費が軽減されます。

※世帯の町民税課税額等により自己負担額が異なります。

福祉関係事業所

相談支援センターこみっと

静内高砂町3丁目6番14号 ☎42-2488

相談室ペテカリ

静内こうせい町2丁目8番27号 ☎080-9333-4490

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 新ひだか児童養育相談センター もこもこ

静内こうせい町2丁目12番1号 ☎42-8715

放課後等デイサービス事業所 こどもサポートほっぷ

静内こうせい町2丁目8番27号 ☎45-0341

放課後等デイサービス事業所 こどもサポートふれっぷ

静内木場町2丁目2番26号 ☎49-0511